

特報！

貴法人（貴事業所）における職員福利厚生の一環として、「手をつなぐ暮らしのおたすけプラン」を活用してみませんか？

貴法人（貴事業所）が（一社）全国手をつなぐ育成会連合会の「特別賛助会員」になると、一口につき所属職員様を「10名」まで当会の会員扱いとすることができます！そして、当会の会員扱いになると、「手をつなぐ暮らしのおたすけプラン」におトクな団体割引保険料で加入することができるようになります！

「手をつなぐ暮らしのおたすけプラン」とは？

「手をつなぐ暮らしのおたすけプラン」とは、（一社）全国手をつなぐ育成会連合会（以下、全育連）が展開する所得補償保険です。

病気やケガで働けなくなり収入が減少した時、あるいは一部復職したものの収入が減少した時の収入の一部（概ね60%）を補償する保険です。また、保険加入者が死亡した際の葬祭費用や成年後見制度利用にかかる費用などについて300万円を限度に補償する特約も付帯しています。

おたすけプランへ支援者の皆さまが加入する場合の段取り【通常】

「暮らしのおたすけプラン」につきましては、知的障害のある人を支える支援者の皆さまが病気やケガなどによる長期離脱（給与所得の減少や途絶）の不安を少しでも緩和できるよう、支援者の皆さまもご加入可能となっております。また、ベテラン職員の皆さまには、所得補償としての特長はもちろんのこと、一般的にリタイア後には給付額が著減する生命保険とは異なり、年齢によって金額が減少しない葬祭費用等保障特約（最大300万円）も用意されています。こうした特長を有する保険であるため、「おたすけプラン」への加入につきましては、支援者の皆さまからの加入希望が多いことから、個人的に全育連の「賛助会員」（年会費4,100円）になることで加入可能としています。

おたすけプランへ支援者の皆さまが加入する場合の段取り **【特報！】**

貴法人（貴事業所）が全育連の「特別賛助会員」になると、一口につき所属職員様を「10名」まで当会の会員扱いとすることができます！そして、当会の会員扱いになると、「手をつなぐ暮らしのおたすけプラン」におトクな団体割引保険料で加入することができるようになります！

さらに、**今年度については特別賛助会費（一口当たり年間30,000円）を全額無料といたします！！**（来年度以降は、恐縮ですが上記の特別賛助会費をお支払ください）

毎月、機関誌「手をつなぐ」をお届け！

STEP 1

- ・別添「特別賛助会員申込書」により、全育連の特別賛助会員としてご登録ください
- ・特別賛助会員一口につき、貴法人または貴事業所の職員様「10名」まで当会の会員扱いとなります

STEP 2

- ・職員様がそれぞれに加入手続きします
- ・別添「保険資料3・4」のおたすけプラン・まんが版チラシ等をお読みいただき、保険内容をご確認ください（保険料は「保険資料6」を参照）

STEP 3

- ・別添「保険資料5」の申込マニュアルに沿って、パソコンやスマートフォンなどでお申し込みください（QRコードをご活用ください）
- ・ウェブ完結ですので、対面手続きは不要です

申込はこれで完了！保険料はクレカ引落しです

おたすけプランについてご不明な点等ございましたら、全国手をつなぐ育成会連合会・東京事務所（03-5358-9274）までお問い合わせください。平日10時から18時の間にお願い申し上げます。